

2013年 10月 8日

横須賀市長 吉田 雄人 様

2014年度横須賀市予算に対する
日本共産党市議会議員団の要望

日本共産党横須賀市議会議員団

団長	井 坂	新 哉
	ね ぎ し	か ず こ
	大 村	洋 子

2014年度予算要望書の提出にあたって

はじめに

日頃からの市政運営に対するご尽力に敬意を表します。

来年度予算に対する日本共産党横須賀市議員団としての予算要望を提出いたします。

東日本大震災と福島原発事故から2年7ヶ月が経過しましたが、被災地の復旧の立ち遅れは深刻です。汚染水問題を含め放射能災害の問題は原子力空母の母港となっている本市にとってとても他人事では済まされないことであり、政治のあり方を根本から問うものとなっていると思います。

この時期に、昨年12月に発足した安倍政権は、来年4月からの消費税を5%から8%に増税する決断をしたと発表しました。国民所得が減少しているなか、しかも生活必需品をはじめとする諸物価が高騰しているなかでのこの決断は国民の暮らしを破壊し、景気のさらなる悪化を招くことが危惧されます。

アベノミクスが景気の回復をもたらしたかのように言われておりますが、恩恵を受けているのは大企業と資産家ばかりで、「大企業が成長すれば国民経済が発展し、国民生活も豊かになるというトリクルダウン」は幻想に過ぎないことは明らかです。大企業は、リストラや人員削減をすすめ、生産拠点を海外に移すことによって莫大な利益を蓄積、270兆円におよぶ内部留保をため込んでいます。これを日本経済に還流させ、国民の所得を増やし、家計を温め、日本経済を内需主導の健全な発展の軌道に乗せることこそ政治の責任です。

市政においても、教育や福祉、市民サービスを切り下げる政策は子育て支援の遅れにも見られるように街の活性化の阻害要因ともなっています。長引くデフレ不況の下で、市民の生活と営業が深刻化しています。貧困が広がり、家庭崩壊や孤立化が進めば、行政需要の増大、税収の落ち込み、財政のひっ迫化は避けられません。いま市政に求められているのは、この悪循環を断ち切り、正の循環をつくりだすことです。すなわちそれは「住民の福祉の増進」という自治体の本来の役割を發揮することに他なりません。こうした立場から、党市議団は、第3回定例市議会でも論議を交わしてきましたが、市民参加の徹底、市民本位への政策強化にとり組むことを強く要望します。

1 介護・福祉・医療、くらし

(一) 介護保険制度のもとで、市が公的役割を發揮して施策の拡充をはかる。

2014 年度（平成 26 年度）は、新たな高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定が行われます。策定にあたって利用者のサービス利用意向や生活状況、サービス提供者の経営状況など現場の声を反映させた計画とすること。

現在国では、介護保険法の改定について論議がされており、2015 年度から要支援を介護保険から外すなどの検討がされております。これらの変更は、利用者、事業者にとって明らかにマイナスになるものなので国に対し、反対の意見を挙げること。

保険料・利用料負担が重く、サービスを控えている人の状況を把握し、必要な介護が受けられるよう対策を検討すること。また、その状況を国に伝え制度の抜本的な見直しを求めること

保険料の設定が県内他都市と比べて高額所得者に有利となり、低所得者などに負担が多い保険料体系となっているため、保険料の多段階設定を促進するなど保険料設定を見直すこと。

介護度や要支援ごとに決められたサービス量では足りず、自費でサービスを受けていることが多くなっていると聞いている。その実態を各事業所などに問い合わせをし、自費を含めた介護の状況を把握し、公表すること。

地域包括支援センターの増設をはかり、きめ細かな介護予防事業を推進すること。また、地域包括支援センターが地域支援事業をもっと積極的に行えるよう支援事業費の増額をし、国にも増額を要求すること。

生活保護水準にある介護被保険者の保険料の減免にあたっては、一般会計で負担し、国・県へ交付要求すること。また利用料の減免については、もっと利用しやすくなるように運用の改善を図ること。

在宅サービス利用料の減免対象者を生活保護水準の 1.3 倍とすること。低所得者対策のさらなる拡大をはかること。

市立の特別養護老人ホーム・老人保健施設を建設し、高齢者福祉におけるサービス水準の維持向上や緊急対応など市民要望に応える公的役割を果たすこと。2000 人を超える待機者を解消するため、次期計画では待機者を半減できる施設整備計画とすること。

介護報酬の増額状況やケアマネージャーやヘルパーなど介護施設に働く職員の労働状況などを市として把握し、必要があれば改善を求めること。また、国に対し現状を伝え、介護保険制度の改善を求めること。

介護報酬の増額では、保険料の増につながることから、保険料負担に跳ね返らない介護職員処遇改善交付金の復活を国に要求する。

介護、障がい者、学童保育、子育て支援施設などの施設建設にあたっては、公有地の無償貸し付けなどの援助をおこない促進すること。

(二) 高齢者が健康で、明るく、元気にくらせて、介護予防にも役立つように。

緊急通報システムは事業仕分けで有料化が提案されているが無料のままとし、設置台数など早急に拡充すること。

地域での介護予防事業やネットワークを広げるために「いきいきふれあいサロン」などをもっと拡充すること。各地域で行われている高齢者の助け合い事業の普及促進を図るため、市として支援を拡充すること。

総合福祉会館の利用に限らず、各種市施設の高齢者利用料金を「受益者」負担論などの視点だけで考えるのではなく、病気予防や介護予防など広くとらえて、高齢者が元気に活動することを支援する立場から無料にすること。

はり・灸・マッサージ施術に対する助成制度であるシニアリフレッシュ事業を今後も継続すること。

高齢者が外出する機会を増やすことは介護予防の観点からも経済効果の観点からも重要であり、少しでも外出しやすい状況を作る必要がある。コミュニティバスなど高齢者の移動支援を強化する。「はつらつシニアパス」は大変好評であるので、1万円で購入できるように助成額を拡充するとともに、希望者全員が購入できるようにすること。

健康福祉部、町内会・自治会と連携し、高齢者世帯に対応したゴミ分別収集、ゴミ持ち出しサービスの実施に踏み出すこと。

(三) 障がい者（児）福祉の拡充とノーマライゼーションの推進

重度心身障害児者施設が設置されますが、市として土地購入の借入金に対しても助成するなど、最大限の助成をするよう努めること。土地購入のための資金借り入れが、後年度の運営費の圧迫にならないよう市として新たな支援策を検討すること。

重度心身障害児者施設の運営開始にあたり、看護師確保は重要な課題である。市として積極的な支援を図ること。また、開設前の人件費や研修費用に対する補助なども検討すること。

重症心身障がい児者に対するサービス供給体制が不十分であるため、早期に改善を図ること。また、重症心身障がい児者の緊急一時入所のニーズに対応できていない状況を早期に改善するため、市民病院、うわまち病院などを緊急措置として活用するなどの対応を行うこと。

障害者総合支援法は、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が2011年8月に提出した骨格提言を大幅に変更するものとなっている。この骨格提言に即した内容とするよう国に改定を求めること。とりわけ、応益負担の導入、ケアマネージメントの導入、地域生活支援事業が市町村の裁量で行うための地域格差など、制度の改正を国に求めること。

本庁舎にマリンショップが開設されたが、運営を市としても援助すること。さらに、地域作業所の製品を行政センターでも販売できるようにすること。また、公共施設を新設する時には地域作業所などの製品販売コーナーを設置し、関係部局が協力し推進に努めること。

障がい者地域作業所に対する補助を引き続きおこない、以下のように拡充すること。

- (1)障がい者地域作業所の安定的な運営と職員の安定確保を図れるよう、計画的に基本補助額を大幅に引き上げること。補助額の算定は定員を基準にすること。
- (2)重度障がい者を多く受け入れているという実態から、運営要綱の職員の配置基準を2名以上と改定し、補助金の算定基礎とすること。県の障害者地域作業指導事業実施要綱の改定を求めること。
- (3)耐震性の高い安全な建物を確保するという点で、家賃補助額の引き上げを図ると共に市の公共施設の提供を検討すること。
- (4)地域作業所を運営する団体が地域作業所の確保のため建物を所有した場合、建設費補助や利子補給制度などの補助金制度を設けること。

民間社会福祉施設への市の単独補助を増額すること。

発達障がいに対する正しい理解をひろげるとともに、市として相談・支援体制を拡充すること。

福祉の水準を落とさないように努めるとともに、次のことを実施すること。

- (1)施設やサービス事業者に対する苦情処理の対応を強化し、指導・監査をもっと積極的に行うようにすること。特に入所施設については、家族や関係者がなかなか施設に苦情が言えないという状況を考え、市から情報の公開や施設運営の透明度を図るよう指導を強化すること。
- (2)障がい者に対する相談体制を充実・強化し、専門職員であるケースワーカーを増員すること。
- (3)サービス供給不足を早急に解消すること。特に施設入所については待機者

が多いため、市が責任を持って施設整備を進めること。

- (4)在宅サービスのヘルパー派遣の限度額基準の廃止と必要な予算をつけるよう国へ要求すること。
- (5)障がい者の社会参加を広げるためにも、通勤にサービス利用ができるよう国に要請すること。通勤が生産活動の一環とはいえ、実際は、事業者が介護サービスを全額交通費に入れることがほとんどないことを考慮に入れること。

生活ホームに個室を確保するなどの質的向上を図るため、家賃補助の上限を引き上げるとともに、四分の三補助とすること。国庫助成の増額を求めること。

聴覚障がい者からの次の要望を実現すること。

- (1)手話通訳者・要約筆記者を専門職として位置づけ、手話通訳報酬をさらに引き上げること。
- (2)距離によって異なる手話通訳者・要約筆記者の交通費を通訳料に含めて設定するのは合理性に欠ける。交通費の実費は別途市が負担すること。
- (3)難聴者への要約筆記の派遣事業は、障がい者手帳を持っている人全部を派遣対象とすること。要約筆記者の要請に力を入れること。
- (4)高齢の聴覚障がい者にファックスの活用を研究するなど、日常の安否確認をおこなう体制をとること。

視覚障がい者からの次の要望を実現すること。

- (1)市の施設への音声誘導装置の設置をひきつづきすすめること。また、設置については周辺居住者の理解が得られるよう市として、さまざまな工夫をすること。
 - (2)SPコードの普及に努め、市広報や公文書に記載すること。
- 重度障がい者住宅設備改良費補助制度を今後も継続し、補助の拡充に努めること。

児童相談所を設置した以上、知的障がい児の施設受け入れは市の責任であり、県任せにならないよう、知的障害児施設の早期設置を進めること。

重度障がい者医療補助制度の一部負担金を撤回するよう県に求めること。市として一部負担金を助成しているが県が撤回するまで現行通り実施すること。また、新たに助成対象となった精神障がい者の対象を拡大するよう対応すること。

地域生活支援事業については、大幅に国の予算を増やすよう求めること。

国連で採択された障がい者権利条約の批准を国に求めること。また、地方から声をあげて国の姿勢を変えていくためにも、国の施策待ちにならないで、障がい者が参加した検討委員会などを設置し、障がい者権利条例の制定に向け

具体的にとりくむこと。

南体育館、西体育館のエレベーター設置は構造上の困難があるが、外付けなども含め工法の研究をするなど優先的にすすめること。市内の施設のバリアフリー化をさらに推進すること。

障がい者の就労促進のため、市の施設の特性を考慮しながら、指定管理者などの業務委託要件に障がい者雇用を義務付けること。また、指定管理者の障がい者雇用の状況や物品納入などにおける授産施設など障がい者関連施設の活用状況を公表すること。

岩戸養護学校、武山養護学校の卒業生の就労が大変厳しい状況であるため、卒業後の日中活動の場の拡大を市として図ること。

- ⑳ 2009年、2010年と知的障がい者、精神障がい者が非常勤職員として雇用されるなど前進しているが、さらに雇用が広がるよう努めること。

(四) 子育て支援を強化し、子どものしあわせを守る。

小児医療助成事業については、義務教育終了まで拡充すること。また、小児医療費無料化を国の制度にするよう求めること。

保育園の待機乳幼児を解消できるよう増設につとめ、職員の体制も充実すること。

保育料の保護者負担の軽減のため保育料の引き下げを行うこと。

私立保育所に対する助成を抜本的に増額すること。

保育園再編計画にある公立保育園の民営化の方針をやめること。

共同運営の学童保育について以下の要望を実現すること。

(1) 運営費補助の充実を含めた支援をさらに拡充し、全国で一番高い保護者負担を現在の半額にできるように努めること。

(2) 指導員の人件費を公費助成で保障し、家賃については公共施設利用が難しい場合は、公共施設を利用している学童保育と格差が生じないように、全額を補助すること。

(3) 各学童保育所で行っているひとり親世帯に対する補助額を増額し、ひとり親世帯の軽減策を拡充すること。

(4) 耐震工事がなされていない学童保育所もあると聞く。市が学童保育の施設の耐震調査を行い、耐震化されていなければ、耐震化のための助成をするか、すぐに他の施設に移れるよう対応すること。

学童保育の設置・運営に対する公設民営方式の導入について検討をはじめること。

母子支援施設の廃止をとりやめ、施設を移設新築すること。母子家庭の生活支援、虐待を受けている方たちの支援を強めるため母子支援施設の拡充を図ること。

子ども子育て関連「三法」の実施に反対すること。

(五) 市民病院の診療体制を回復・充実させるとともに、国民健康保険の充実をはかる。

縮小した診療体制の回復と充実にとりくむよう強く求める。

産科の休診は市の周産期医療サービスの低下を招いている。産科再開にむけて最優先でとりくむこと。

3つの診療科で入院診療の再開ができたことは評価するものです。しかし、病棟の再開までには至っていない。看護師等の確保に市としても全力をあげる

こと。
障がい者医療、難病医療、NICUの対応など、市立病院の役割を踏まえ、診療体制の充実を図ること。

看護師の確保は大変重要である。勤務条件などの処遇改善を図るよう指定管理者に要請すること。

市民病院として循環バスを走らせ、利用者の利便を図ること。とりわけ、佐島や長井の地域では、乗り換えをしなければ市民病院に行かれないことを考慮し、早急な対応を図ること。

組合国民健康保険に対する事務費補助を継続し、拡充すること。

ひとり親医療費、小児医療費の助成を行っている自治体に対し国は国庫負担金の一部を減額している。このような国のペナルティー措置を止めるよう国に強く求めること。

国民健康保険料・介護保険料の国庫負担を増額するよう国に要求するとともに、料金段階を増やし、低所得者の負担の軽減をはかる。

国保の健全化計画が保険料の値上げを前提とする計画にならないように検討すること。とりわけ、国保制度は社会保障制度である以上、保険料や自己負担の影響で診療ができないことは絶対にあってはならないことなので、国に抜本的な見直しを要求すること。

特定健診、特定保健指導に力を入れ、受診率向上に向けた取り組みを強化すること。

(六) セーフティーネットを強化し、貧困からいのちを守る。

介護保険料、国保保険料滞納者に対して実情を深く把握して適切な納付相談をすること。また、納付相談員や職員が直接、本人と接触しないまま資格証を発行するやり方を改めること。納付相談をもっと充実させるため、職員の増員をはかること。また、資格証とは何かの説明を直接本人にしないまま発行することもやめること。

扶養義務調査の強制など、申請抑制につながる生活保護法の改正に反対すること。

生活保護に従事するケースワーカーに欠員がでないよう充足すること。年度途中で増員が必要になったとき、すぐに補充できるよう職員配置を検討すること。

生活保護費の引き下げを止めるよう国に要望すること。

生活保護費の老齢加算の復活を国に要望すること

生活保護受給者の医療扶助を「医療証方式」にするよう国に強く要望すること。

生活保護受給者が入院し、1か月を超えた場合、基準額が23,150円となる。ひとり暮らしの場合、必然的に「寝巻きセット」などを月額で購入することになる。500円程度のセットでも30日で15,000円となり、これだけで基準額の6割以上となる。さらにおむつなどが必要な場合もある。入院した保護受給者の負担を軽減するための方策を講じること。

通院の交通費（移送費）は申請すれば支給されることを、対象の生活保護受給者全員に丁寧に通知すること。

生活保護制度は生活保護法第1条に謳われているとおり、日本国憲法第25条に規定する理念に基づいて行われている。したがって、生活保護制度の利用は国民にとって権利である。すべての生活保護行政にかかわる職員はこの理念にしっかりと立つこと。

(七) 市民のくらしを守るひらかれた行政を。

市の各種審議会などの女性委員の比率を、審議会等の設置及び運営に関する要綱に「30パーセント以上を目標とする」と規定してあるように、その実現を図ること。ここ数年25%以上となり目標達成に近づいておりさらに努力すること。

しょうぶ園、プール、市の施設はできるだけ多くの市民に利用していただくことが、設置目的に合致している。「受益者」負担の原則の考え方を改めるこ

とが必要であり、障がい者（含介護付添人）や高齢者、児童が個人使用の場合でも無料で利用できるようにすること。

家庭用一般ゴミ収集を有料化すれば、ゴミ処理に対する市民との協働関係が薄れ市民からの協力が得られなくなることも予想される。減量化にも逆行する恐れがあり、市民や行政の双方にとって痛手となる有料化は、絶対におこなわないこと。

ゴミ集積場までの家庭用一般ゴミの持ち出しが、高齢化の進行と地形が相まって困難となっている地域においては、無理なくゴミ出しができるよう、対応を図ること。

ひとり親家庭の上下水道基本料金の減免制度を引き続き行うこと。

ひとり親の自立支援策を拡充すること。とりわけ、ひとり親の就労支援を抜本的に充実させること。

地方交付税の不足分を臨時財政対策債で地方自治体に肩代わりさせるやり方をやめるよう要求するとともに、国の責任で地方交付税を規定通り交付するよう要求すること。現状のもとでは、発行率を100%にし、市民サービスに活用すること。

安倍首相は、消費税を来年の4月から8%に上げると表明したところだが、消費税は所得の低い人ほど重くなる最悪の大衆課税制度であり、福祉の充実には最も向かない税制です。実施されれば、市民生活や地域経済に多大なダメージとなることは明らかであり、地方財政の拡充にもならない。消費税に頼らない地方財政の拡充を国に求めること。また、食料品・生活必需品の非課税を国に求めること。

受益者負担の適正化としてコミュニティーセンターなどの有料化を行おうとしているが、市民活動を促進する上でも施設利用の有料化は好ましくない。他の施設に関しても有料化や値上げを行わないこと。

各種サービスが「受益者」負担の適正化と称して有料化など市民に負担転嫁されているが、財政運営の観点だけでなく公共が果たす役割や行政目的などを十分に考慮すること。これ以上市民負担を増やす料金の値上げは行わないこと。

「神奈川臨調」の提言が実施されると市民生活に大きな影響を及ぼす。県営住宅の廃止は、強い反対運動もあり、当面、トーンダウンしたとはいえ、いまだ火種は消えていません。重度障害者医療費助成などの補助金の廃止など、福祉施策として重要なものが削減対象となっている。市民生活を守るため、市として実施しないよう県に強く求めること。

2 教育・文化・スポーツ

(一) 憲法に基づいて教育条件の拡充につとめる。

学習指導要領に基づき「国旗」「国家」を指導するのは、教育公務員としての責務としているが、法の付帯決議によれば「強制しない」となっている。日本国憲法第 19 条には「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とあり、内心の自由を保障している。処分まで持ち出し職務命令で押し付け・強制するやり方はおよそ教育の場にふさわしくない。教職員、児童生徒への押し付けは止めること。

「子どもの権利条約」はこれまでの子ども観の変革をも要求するものである。しかし、子どもを取り巻く環境はますます悪化している。国連から勧告されているように早急な改善が必要である。市は、いじめ防止条例を検討しているようだが、それ以前に抜本的な子どもを取り巻く環境をよくするために「子どもの権利条例」を制定し、本市の施策の抜本的強化の契機とすること。小学 3 年生以上の学年についても早期に 35 人以下学級になるよう取り組むこと。さらに 30 人以下学級へも取り組むこと。

不登校児童・生徒の支援については相談教室の拡充や民間団体との連携など様々な取り組みをされているのは承知している。今後はさらに保護者負担を軽減できるように財政的支援にも踏み込み努力すること。

教育の場にふさわしい職員会議のあり方が求められる。校務の運営が適切かつ円滑であり、創造性豊かな学校運営のためにも職員会議の民主的運営が図られるよう配慮すること。

学校選択制は、廃止の方向で見直し検討すること。

(二) 小・中学校の施設を改善し、明るい学校づくりをすすめる。

中学校完全給食実施に向けて踏み出すこと。中学校の完全給食は全国的には実施しているところが圧倒的であり、神奈川県はとりわけ実施率が低い。現在おこなわれているパンや弁当の注文方式によるランチサービスの拡充では限界がある。まずは生徒、保護者、学校関係者へアンケート調査をおこなうなど具体的に完全給食に向け情報収集の努力をすること。

学校の修繕などは市の施策の中でも優先して行うべきである。学校現場からの要望に予算を組んで施設の改修にあたること。

格差社会が拡大し、保護者の経済状況が悪化している。経済格差が教育格差にならないよう、教育予算を十分に保障し、義務教育無償の原則をつらぬくこと。また、こうした立場から公費負担とすべきものの標準を見直すこと。自校にプールがないために、交通機関を使って移動し水泳授業を行わざるを得ない児童生徒がいる。これでは教育の機会均等とは言えない。学校プールの全校設置を早期に実現すること。各学校のトイレ（第二系列）改修をすすめること。

（三）障がい児教育の充実をはかる。

同性介護の視点から男性介助員を増員すること。広く公募を呼びかけるとともに、介助員の待遇改善をはかること。市立養護学校の教員は専門教育を履修した教師を重視した配置を検討すること。また普通校からの転任の場合は、転任してから特別支援学校免許状を取得するのではなく、十分な研修や専門的な教育を転任に先行して行えるよう工夫、検討すること。現在、ろう学校では特別支援学校免許状の取得者は全体の 64%、市立養護学校では 87%と記している。さらに取得者の割合を高めること。

（四）高校教育の改善と充実をはかる。

全日制高校への進学率を向上させるため、公立全日制的の募集枠を拡大することなど、希望者が全員進学できるよう県と協議する中で努力すること。保護者負担を軽減するため、私立高校への助成に増額の努力をすること。保護者の経済的理由で退学する生徒が出ないように特別の配慮をすること。高校の授業料の無償化を継続するよう国に求めること。市立学校の授業料等に関する条例第 6 条の滞納者の措置に関わる規定を削除すること。また、修業年限を 3 年に限定しないようにすること。経済的理由で勉学の機会が失われることがあってはならない。奨学金を受ける資格のある生徒が応募した場合、全員が受けられるよう制度の拡充をはかること。市立総合高校を中・高一貫校にする検討が始まったが、公教育として一部の学校だけを特別に扱うのは好ましくないので、止めること。

3 防災、まちづくり、環境

(一) 防災と安心のまちづくりを。

東日本大震災の教訓を活かし、地域防災計画の抜本の見直しをすること。とくに津波避難所、避難経路などの整備・見直しを早急にすすめること。

急傾斜地崩落危険区域・土砂災害警戒区域・地すべり防止区域に指定された地域での防災対策を、ハード・ソフト両面より推進すること。特に、京急沿線脇の崖については、崖の崩落による脱線事故がおきていることから、京急や県、国土交通省にも万全の措置をとるよう強く要請するなど、全力をあげること。また、集中豪雨が多くなっていることから、住民啓発にも努めること。

J R・京急線各駅にホームドアを設置するよう各社に求めること。

マンションの耐震化改修への助成をすすめること。財政難とのことだが、防災の観点から、優先度を高めて取り組むこと。

「消防力の整備基準」の人員数の達成に特段の努力をすること。

保育園、学童保育、作業所などの各施設の避難対応について、マニュアルづくりの実態を把握し、市の支援をいっそう強めること。

(二) 放射能災害対策を抜本的に強化する。

こどもの周辺環境、特に、保育園・幼稚園・学校の雨どいの下や通園路・通学路の側溝など、放射性物質が溜まっていると思われるところの放射線の測定や清掃（除染）を継続して実施し、放射能の汚染状況のデータの推移を蓄積・分析し、長期にわたる放射能被害から市民の健康を守るため、周知や注意喚起など、適宜広報していくこと。また、除染した物質の仮置状態を早期に解消すること。

学校給食の放射能測定は 2011 年から行い、ホームページでも確認できる。引き続き監視体制を強化すること。

脱原発の立場を明確に表明し、その立場から核燃料工場 G N F - J については、核燃料生産から自然エネルギー生産への転換を求めるとともに、県との連携を強化し、会社からの報告などは迅速に公表すること。

(三) 自然エネルギーへの転換、環境優先の行政を推進する。

「低炭素で持続可能なよこすか戦略プラン」は原発依存の脱却や東京電力久里浜火力発電所の再開などで見直しが求められている。国や東京電力久里浜火力発電所の動向を見ているだけでなく、本市として主体的に論点整理をし、方針を出すこと。

太陽光発電施設への助成については神奈川県の実業見直しにより、廃止の方向となったが、本市独自でも進めるよう努力すること。また、いわゆる「屋根貸し事業」は公共施設の屋上や空地进行をさらに利用し、一般会計のみならず、事業会計部分の施設へも取り組みを拡大すること。自然エネルギーへの転換をすすめ、原発依存からの脱却を推進すること。

ゴミの発生抑制、減量化、資源化をすすめること。生ゴミ、植木せん定材などは堆肥化やバイオガス化などによって再資源化し、焼却と埋立処分の減量にいつそう全力でとりくむこと。廃プラスチックゴミのサーマルリサイクルは見直すこと。

持続可能な社会に向けた環境問題はますます重要性を増し、資源保全、自然エネルギー化と低エネルギー社会の形成、二酸化炭素排出削減、放射能汚染からの防御などのとりくみも前進してきている。今まで以上に環境教育の拡充に努めること。

(四) 都市計画への市民参加を保障し、住みよいまちづくりを市民とともにすすめる。

住友重機械工業が閉鎖されすでに十年以上が経過している。イベントなどで、跡地を利用することが可能ではあるが、依然として工場建屋が「放置」されており市外から訪れる観光者にとっても、住民にとってもまちづくりや景観の面でマイナスとなっている。住友重機械工業は事業全体の先送りを市に伝えてきているというが、市の立場をしっかりと伝えさらに粘り強く交渉を続けられる限り土地の無償提供を求めること。

長引く不況の中で、許可を出した時点では経営状況が良かった企業でも、開発行為の途中で急変するケースもある。万一開発現場が中断したさいには、急斜面地の土砂災害に至らぬようにするなど、地域住民の不安解消のために最大限努力すること。また、防災保証金制度の創設を国に働きかけるなど、引き続き国、県とも協議していくこと。

東京湾口横断道路計画については、国は個別の調査を止め、市も予算を用いた積極的な誘致事業等は止めている。この際、市として国の動向を注視するという態度を脱して地域主権の観点から国に対してキッパリと廃止を求めるこ

と。

金田湾沖への首都圏第三空港の立地は、環境、安全、財政、アクセスなど多岐にわたる問題が存在しており、また住民にとって必要性が乏しく合意も得られていない。候補地の要望を取り下げ、誘致活動はやめるという政策の転換をはかること。

みどりの保全と創造につとめ環境や景観にすぐれたまちづくりに引き続きとりくむこと。都市公社から買い受けた緑地を保全するとともに、緑地保全に逆行するような市有地売却を止めること。傾斜地山林寄付に係る受納基準は、寄付者の負担を減らす方向で見直しを検討すること。

みどり保全の立場から、Y-HEART 計画は中止すること。

(五) 便利で快適なくらし、

以下の整備を行い、通行者の安全や地域の活性化をはかること。

(1) JRに働きかけ、久里浜駅南側の引き込み線の廃止・撤去を含め、通行者に迷惑が及ばないようにすること。

(2) 津久井のみかん園・いちご園・いも掘りなどで観光バスを含め訪れる人は大変多い。津久井高田橋～牛込間の市道拡幅については、交流人口の増加と地域活性化などの観点からも地元の地主や関係者と協議をすすめること。

(3) 長沢2丁目、野比1丁目（五明山入り口）の京急踏切を拡幅すること。

交通の利便性をはかるため、引き続き努力すること

(1) バスの継続乗り継ぎ（鴨居から久里浜。林経由市民病院行きなど）制度がないので料金負担が多くなる。継続乗り継ぎ扱いの実現をはかること。

(2) 市民の要望に応えバス路線の増設とバスの増発をはかるよう京急に求めること。

ノンステップバスは2020年までに導入率を70%とすることが目標とされているが、今般の「超高齢社会」の状況を鑑みた際にそれでは到底対応できないと思われる。事業者にも努力を強力に要請し前倒しで目標が達成できるように、さらには100%となるようすすめていくこと。

佐原に所在する佐原十郎義連城跡関連の石碑は学術的調査に基づいて実証されていないとのことだが、このことで、調査を終了とするのではなく、引き続き調査を継続すること。

「市営住宅ストック総合活用計画」を見ると、神奈川県内で本市は最も公営住宅の設置率が高く、申込み世帯数が減少傾向にあると理解している。しかし、

申込み世帯数が減少してきているとはいえ、毎回千世帯もの応募があり、県内で最も所得の低い現状を見れば、新規建設や立て替えを当面行わないという方針は実態からかい離していると言わざるを得ない。基本的人権の立場に立ち市民に安価で良質な住居を提供するため引き続き努力すること。

市営プールのトイレの洋式化を期限を決めて行うよう計画策定すること。

いわゆる「過剰設備」状態などの水道事業における諸問題は国の政策誘導によるところが多く、主要な責任は国にある。改善措置の拡充をひきつづき国に強く働きかけ、過剰設備のしわ寄せが水道料金の値上げとなって市民の負担にならないようにすること。

大口需要者の進出時には大口径管の敷設や給水に万全を期してきたが、投資資産の未償却の状態で企業の移転・撤退がおこなわれると、その負担は市民が負うことになる。大口需要者である企業の移転・撤退に伴う企業負担のあり方について、（例えば、当該投資資産の減価償却残存部分についての一定率負担を要求するなど）ルールづくりを検討すること。また、国にも検討を求めること。

水道水の需要増加が見込めないもとの、累進制を緩めて需要増を期待する向きもあるようだが、需要増にならず料金収入を減らすだけになる恐れが懸念される。上水道・下水道とも月量 500 トン止まりになっている料金体系は改めるべきである。他事業者のように月量 500 トン以上にもランクを設けた累進制の料金体系にして、中小業者や一般家庭の値上げを抑えること。また、ひとり暮らし高齢者などの負担を実情に合わせるために、基本水量を月 8 トン以下に引き下げること。

公道に個人住宅用の水道管を敷設する場合は給水者の責任で敷設すること。

合流式下水道改善事業は、既に着手されているところではあるが、料金収入に反映しない純支出事業である。環境対策事業であることから基本的に国に負担を求めるとともに市費の繰入を維持し、下水料金の値上げは行わないこと。現在、公園墓地内の男性用の大便器は「みんなのトイレ」と共有し、アンバランスな配置となっている。墓地内は広いので、バランス良く配置するよう増設するなど工夫すること。

4 産業と地域経済

(一) 大企業の社会的責任を果たさせ、正規雇用拡大、地域経済を守る。

大企業の進出・移転・撤退・リストラなどに対し、横須賀市中小企業振興基本

条例に掲げられた「企業の役割」なども用いて適切な対応を図る。企業動向については早期の情報把握につとめること。市の奨励策は市民と中小企業の支援により重点をシフトすること。

市が奨励金を出すなどの企業誘致策の最大の目的は市民の雇用の拡大であり、それにつながるしくみのものにする事。

「規制緩和」政策で不安定雇用者が急増している。そのもとで、「ブラック企業」と呼ばれる働かせ方をする企業も現れ、若者などを苦しめている。非正規雇用を規制する労働法制の改定を市としても国に要求するとともに、市民、特に若者や女性が仕事や生活において苦しまないよう、労働相談や労働実態の調査などに力を入れてとりくむこと。また、最低賃金を 1,000 円以上にするよう尽力すること。

(二) 農・漁業を振興する。

食料の自給率向上、食の安全という観点に立つとともに、「地産地消」の取り組みをさらにすすめること。さらに学校給食に対して「地消地産」（学校給食で必要とする食材をできるだけ地元で生産する）の観点も取り入れ生産者と学校との間で積極的にコーディネーター的役割を担っていくこと。

都市農業・近海漁業の重要な役割を評価し、継続発展のため支援策を抜本的に強化すること。農業・漁業体験を小中学生のときからできるようにして、一次産業の大切さを学べるようにすること。後継者育成について農協・漁協などとも協議をすすめ、「地域担い手育成総合支援協議会」の充実をはかること。相模湾の原潜行動（訓練）区域の解消を国に要求すること。

(三) 中小企業・商店の営業を守るとともに、地域経済の基盤を強化する。

住宅リフォーム助成制度は、市内経済活性化のきっかけとして、事業者には喜ばれ、一方、応募件数も当初見込みを上回り要望も多かった。時限的な施策として今年限りで終了とせず、引き続き施策を行い、さらに思い切った予算計上につとめること。

「横須賀市中小企業振興基本条例」を生かした施策を具体化すること。また、県の「中小企業活性化推進条例」を活用し、市としても総合的な中小企業振興策を抜本的に強化すること。

県内でも、川崎市につづき相模原市でも公契約条例が制定された。本市におい

ても国の法整備を待つという姿勢を改め、公契約条例の制定を進めること。地元小売商店振興策を抜本的に充実すること。商店街の空き店舗対策、商店街の活性化事業補助及び地域商店街における地域商業振興ビジョンの策定、中小企業団体共同施設補助などをすすめ、関係者とともに実現に努力すること。市発注工事、物品購入など市内中小業者優先発注を堅持すると共に、各部局にも市内中小業者優先発注を徹底すること。また、分離分割発注によるコストアップがあっても、市内業者が受注すれば税収増として循環することも考慮し、全体として地域経済を活性化させる立場から分離分割発注を促進すること。これらに関して改善努力がなされていることは承知しているものの、もっと結果を出すよう、さらにながらばってほしい。

5 非核・平和、基地問題

(一) 有事体制に反対し、平和憲法・軍転法に徹した市政運営を。

横須賀市長として、第 9 条をはじめとする平和憲法を擁護する立場を明確にすること。

「国民保護計画」に関連する予算措置をおこなわないこと。

日米親善よこすかスプリングフェスタ」や「よこすかみこしパレード」など基地の観光化政策などの継続は基地依存からの脱却に反し、軍転法の趣旨にも合わないので止めること。“よき隣人政策”は米国の軍事政策の一環であり、これに呼応するような施策は外国との真の友好関係とは非なるものであり、基地が存在する自治体として行うべきでないことから直ちに止めること。

戦前、戦後の暮らしや戦災などの貴重な資料を散逸から守るとともに、貝山地下壕など戦跡の保存につとめ、反核平和に関する資料とともに収集・管理・展示の諸活動を充実発展させること。

米空母の横須賀母港化にあたり核持ち込みを容認した核密約が存在していたことが明らかとなり、横須賀に核が持ち込まれていたことが否定できないことが明確となった。この密約がいまだに破棄されていない。したがって米国に核持ち込みの権利が継続することになり、今後も横須賀への核持ち込みがなされる可能性がある。「核兵器廃絶・平和都市」宣言をしている責務として、市の姿勢を積極的に示し、核密約の廃棄を要求するとともに、非核三原則の法制化を国に強く要請すること。

「核兵器廃絶・平和都市」宣言の横須賀市長として核兵器廃絶のイニシアチブを発揮すること。また、これまで市が行ってきた平和啓発事業に加え、平和

市長会議や日本非核宣言自治体協議会に参加するなど一層活発に行い、平和を推進すること。

(二) 原子力空母の横須賀配備撤回を求めるとともに、基地返還を促進する。

福島原発事故、三浦半島活断層群による地震発生確率増の報道などにより、原子力空母など原子力艦への不安が市民の中に広がっている。原子力空母を現実のものとして受け止めるだけでは市民の安心・安全を確保することができない。原子力災害の防災対策の万全を求めるとともに、一番確実な安全対策として原子力空母の横須賀配備を撤回するよう国に求めること。

第七艦隊のすべての艦船の母港取り消しを要求すること。

長井住宅跡地の通信施設の早期返還を求めること。

日米地位協定第2条3項では「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討する」としている。水上機の滑走水域として設定された漁業制限水域は、水上機がないもとは必要がないと思われるが、国は、「米軍が運用上必要なものであるため、漁業制限をしているものと承知しており、返還を求める考えはない」としている。このような、米軍に確認もしないで自治体に押しつける国の姿勢は許されない。国に対し、この確認を改めて米軍に求めるよう要求し、制限水域の解消を求めること。

相模湾の原潜行動（訓練）区域の解消を国に要求すること。

旧軍港市転換法は「平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的」としている。関東自動車の工場跡地や市営長浦埠頭を自衛隊が取得し使用していることなどは、明らかに自衛隊基地の強化・拡張であり、「軍転法」がめざした都市像に逆行している。固定資産税収入も得られず、市民にとって後退といえる。今後これ以上の基地機能の強化・拡張がされないよう防止策を講ずること。また、「軍転法」の適用を回避して、所管替えによる防衛施設の拡大を認めないこと。

大矢部弾薬庫跡地の文化財を市民の財産としてしっかり維持管理すること。跡地の利用計画を市民参加で作成すること。横須賀市への無償譲渡を国に求めるとともに、暫定的にでも市民に解放するなど、市民本位の利用をすすめること。

米軍基地の返還を促進するため、住民参加で基地跡地利用計画をつくり、都市計画決定をすること。計画の実現のため関係機関に基地返還を積極的に働き

かけること。

(三) 基地被害から市民を守り、市財政負担をなくす。

原子力空母のメンテナンスは「通常のメンテナンスである」とする国の説明を鵜呑みせず、その内容を具体的に明らかにさせるとともに、直ちにやめるよう、米軍に求めること。

原子力艦船に対する防災対策を強化するため、福島原発事故の教訓を活かして原子力災害対策特別措置法を抜本的に強化・拡充することを国に求めるとともに、原子力軍艦にも適用するよう国に求めること。「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」の早期改訂を求め、少なくとも国内の原子力発電所の防災対策と同等以上のものにするよう国に要求するとともに、地域防災計画原子力災害対策計画編の改訂を早急にすすめること。横須賀市が国に求めている地域防災計画改定にあたっての政府の見解が8月末の「実務者会議」でも示されなかったことをもって、年内改定は無理としているが、地域防災計画の改定は横須賀市の責任で策定されるもので、いつまでも放置されるべきではない。この立場に立って、安全対策が滞っている以上、原子力空母の横須賀配備の撤回を国に強く求めること。

市の原子力防災対策は地域防災基本計画に定められた内容で行うことが基本である。根拠法令もないまま米軍との防災訓練をするのではなく、地域防災基本計画に基づいて米軍、市民も参加した訓練に改めるようにすること。また、応急対応範囲とファクトシートの記述の違いの改善については、原子力安全委員会に諮問するなど、専門家の検証を国に求めること。当面は最低限、福島原発事故の教訓を生かした防災避難訓練に取り組むこと。

「テロ対策」と称して実施している原潜入港通告の非公開臨時措置をやめること。

ごみ・排水処理など米軍基地の公害防止のため市独自の立ち入り調査を要求し市民生活に関する国内法を遵守させること。そのためにも、地位協定の見直しを要求すること。

米軍人の市内居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求する。また、米軍がすすめている民間住宅提携プログラム(RPP)は実質的な基地拡張である。可能な限りの基地の縮小・返還という本市のスタンスとも相容れないものであり、反対の意思をハッキリと示すこと。

市民税を納入せず市内に居住している米軍人、軍属のゴミ処理、し尿処理、下水道の料金は処理コスト（施設建設、管理運営、人件費などを含む）で算出した実費を要求すること。これら軍関係の経費については、普通交付税において、基準財政需要額のなかで見られているというが、基地外居住が増加している昨今、実際に要している額との比較・検証をして、市民に納得できる説明をすること。

屈辱的な刑事裁判権規定を改めることや日本側の立ち入り調査権を設けることなど、地位協定の抜本の見直しを国に要求する。また、第一次裁判権の放棄を指示した法務省通達の破棄などをつよく国に要求すること。

米兵による痛ましい事件が後を絶たない。米兵犯罪根絶のためには、「友好関係」を断絶するなどの厳しい対応が求められる。また、事件が起こった場合には必ず文書で厳しく抗議し再発防止策を求め、実施報告を要求すること。米兵犯罪の被害者に対して、被害者の立場に立って相談をするなど、支援をすること。また、基地周辺地区安全対策協議会が、基地周辺の商店街の要望を聞く会になってはいないか、被害者も出席して意見を述べる事が出来ているのかなど、設置された当初の思いに立ち返り、検証・是正をはかること。市財政を充実させる立場からも、横須賀の経済的發展を阻害している米軍基地の返還を強く求めること。返還されるまでは基地交付金の大幅増額を国に要求すること。その際基地の存在による損失額などを算定し、増額要求の根拠を明らかにして臨むこと。